

府子本第 904 号
30 文科初第 866 号
子発 0928 第 1 号
平成 30 年 9 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長事務取扱
文部科学審議官
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法の改正等について（通知）

第 196 回国会において成立し、平成 30 年 6 月 27 日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号。以下「第 8 次地方分権一括法」という。）により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）が改正されました（別添 1 参照）。また、そのうち、平成 30 年 9 月 27 日に施行される改正（下記第一の 1（2）、2（2）（3））に伴い、関係法令等の整備を行いました（別添 2～6 参照）。

これらの改正の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事におかれては、域内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会・中核市教育委員会を除く。）に対して、本法令の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、平成 31 年 4 月 1 日に施行される改正（下記第一の 1（1）、2（1））に伴う関係法令の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

1 認定こども園法の一部改正（第8次地方分権一括法第3条関係）

(1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限の中核市への移譲（第3条第1項・第3項等）

<改正の概要>

中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（都道府県又は都道府県立の公立大学法人が設置する施設を除く。）の認定の事務・権限を、都道府県知事から中核市の長へ移譲することとし、以下の事務・権限について中核市の長が行うこととしたこと。

第3条第1項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型（単独型）、保育所型及び地方裁量型）の認定及び条例制定
第3条第3項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型（並列型・接続型））の認定及び条例制定
第3条第5項	認定の審査
第3条第7項	都道府県知事への協議
第3条第8項	認定・不認定
第3条第9項	認定しない旨及び理由の通知
第3条第10項	認定したときの都道府県知事への情報の提供
第3条第11項	自ら設置した施設についての公示
第3条第12項	前項の公示をしたときの都道府県知事への情報の提供
第4条第1項	認定申請の受理
第7条第1項	認定の取消し
第7条第2項	認定を取り消したときの公表
第7条第3項	自ら設置した施設についての公示の取消し
第8条第1項	関係機関への協議
第29条第1項	申請事項等の変更に係る届出の受理
第29条第2項	前項の届出を受けたときの都道府県知事への情報の提供
第29条第3項	自ら設置した施設の申請事項等の変更に係る都道府県知事への情報の提供
第30条第1項	設置者からの報告の徴収
第30条第2項	前項の報告を受けたときの都道府県知事への情報の提供
第30条第3項	第1項に定めるもの以外の報告の徴収

<留意事項>

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限の中核市への移譲に伴い、中核市において、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る条例（認定こども園法第3条第1項、第3項に規定するもの）を施行日（平成31年4月1日）までに制定する必要がある。

(2) 幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積の特例（附則第2項）

<改正の概要>

①特例の内容

認定こども園法第13条第1項及び第2項の規定により、幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積については、同項の主務省令で定める基準（以下「国基準」という。）に従い都道府県、指定都市又は中核市が条例で基準を定めるものとされている。

今般、保育所に係る居室の床面積の特例と同様に、待機児童の解消を図るための特例措置として、政令で定める日（②参照）までの間、保育の実施に対する需要等を考慮して 主務省令で定める基準（③参照） に照らして 主務大臣が指定する地域（④参照） にあっては、幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積について、国基準を標準（※）として定めるものとする特例を設けることとしたこと。

（※）法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。

②政令で定める日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）附則第2項において、「政令で定める日」は、「平成35年3月31日」とすることとしたこと（別添2参照）。

③主務省令で定める基準

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）附則第3条において、「主務省令で定める基準」は、次の（i）又は（ii）のいずれかに該当することとしたこと（別添3参照）。

（i）次のいずれにも該当する市区町村

イ 前々年の4月1日時点の待機児童数が100人以上であること。

ロ 平均地価が前々年の1月1日時点で三大都市圏の平均額を超えていること。

（ii）次のいずれにも該当する市区町村

イ 前々年の4月1日時点の待機児童数が100人以上であること。

ロ 平均地価が前々年の1月1日時点で三大都市圏のうち最も地価が低い都市圏を超えていること。

ハ 市区町村が保育の受け皿整備のために行っている土地確保のための措置並びに当該措置を講じてもなお土地確保が困難である旨及びその理由を公表していること。

④主務大臣が指定する地域

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第2項の主務大臣が指定する地域を定める件（平成30年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）

働省告示第2号)において、「主務大臣が指定する地域」は、次の36市区町村としたこと(別添4参照)。

なお、これらは③(i)の基準を満たす市区町村であり、③(ii)の基準を満たす市区町村の取扱いについては、<留意事項>を参照のこと。

都道府県名	市区町村名
埼玉県	戸田市
千葉県	市川市
東京都	中央区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 立川市 武蔵 野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 西東京市
大阪府	大阪市 豊中市 吹田市
兵庫県	西宮市

<留意事項>

<改正の概要>③(ii)の基準を満たす市区町村については、同ハの市区町村が保育の受け皿整備のために行っている土地確保のための措置等を公表していることを確認する必要があることから、保育所に係る特例の運用(別添5参照)にならって、幼保連携型認定こども園に係る特例の適用を受けようとする前年の7月1日までの都道府県からの申請を求めた上で、新たな地域として指定することとする。

保育所に係る特例の適用を希望する旨の申請を厚生労働省に行った都道府県については、特段の申出をしない限り、幼保連携型認定こども園に係る特例の適用も希望するものとみなす。

保育所に係る特例の適用は希望せず、幼保連携型認定こども園に係る特例のみの適用を希望する都道府県は、別添6の下記3と同様の申請(※)を内閣府に行うこと。

(※) 施行日が平成30年9月27日であることを踏まえ、平成31年度から幼保連携型認定こども園に係る特例のみの適用を希望する都道府県は、平成30年12月1日までに、当該申請を内閣府に行うこと。

2 子ども・子育て支援法の一部改正(第8次地方分権一括法第4条関係)

(1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限の中核市への移譲(第34条第1項、第39条第2項・第5項、第40条第1項)

① 特定教育・保育施設の設置者の遵守すべき基準(第34条第1項)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が中核市の区域にある場合には、当該中核市の条例で定める要件を、設置者が遵守すべき基準とすることとしたこと。

② 特定教育・保育施設の運営等に関する市町村長の勧告、命令等の権限(第39条第2項・第5項)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が中核市の区域にある場合には、市町村長が自ら施設に対する認可権限等を持つため、両規定の通知義務を負う市町村長から中核市の長を除くこととしたこと。

②特定教育・保育施設の確認の取消し（第40条第1項）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が中核市の区域にある場合には、市町村長が自ら、設置者が認可基準に従って運営することができなくなったと認めるときに、確認の取消し等を行うことができることとしたこと。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更に係る市町村長から都道府県知事への協議の事後届出への見直し（第31条第3項、第32条第3項、第62条第3項第1号）

市町村長は、特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないこととされていたところ、当該利用定員の設定・変更をしたときは、都道府県知事に届け出なければならないこととしたこと。

これに伴い、都道府県知事への協議の手続について定める子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第31条及び第32条中「協議」を「届出」に改める所要の規定の整備をしたこと（別添6参照）。

(3) その他（第32条第1項・第3項、第33条第2項、第34条第3項第1号、第44条第1項、第45条第2項、第46条第3項第1号）

法律の内容の変更を伴うものではないが、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の「利用定員」について、

①既に定められた利用定員

(i) 特定教育・保育施設：第34条第3項第1号を除く第3章第1節

(ii) 特定地域型保育事業：第46条第3項第1号を除く第3章第2節

②今後定める利用定員

(i) 特定教育・保育施設：第34条第3項第1号、第77条第1項第1号

(ii) 特定地域型保育事業：第46条第3項第1号、第77条第1項第2号

という①と②の2種類に分け、定義規定を整理することとしたこと。

3 施行期日等

(1) 施行期日

1及び2の改正について、それぞれ以下の施行期日としたこと（第8次地方分権一括法附則第1条）。

①公布の日から起算して3月を超過した日（平成30年9月27日）（同条第2号）

1 認定こども園法の一部改正

(2) 幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積の特例

2 子ども・子育て支援法の一部改正

(2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更に係る市町村長から都道府県知事への協議の事後届出への見直し

(3) その他

②平成31年4月1日（同条第4号）

1 認定こども園法の一部改正

(1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限の中核市への移譲

2 子ども・子育て支援法の一部改正

(1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限の中核市への移譲

(2) 経過措置

①認定こども園法の一部改正に伴う経過措置

(i) 認定に関する経過措置

施行日前に都道府県知事の認定を受けていた幼保連携型認定こども園以外の認定こども園のうち、中核市の長が設置したもの以外については、施行日以後において中核市の長が認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定をしたものとみなすこととし（第8次地方分権一括法附則第11条第1項）、中核市が設置したものについては、施行日に認定こども園法第3条第11項の公示をしたものとみなすこととしたこと（第8次地方分権一括法附則第3条第1項前段）。

この場合において、都道府県知事は既に当該認定こども園に関する情報を有していることから、それぞれ、認定こども園法第3条第10項又は第12項の規定による都道府県知事への情報の提供は不要としたこと（第8次地方分権一括法附則第3条第1項後段・第2項）。

(ii) 申請、届出等に関する経過措置

施行日前に設置者が行った都道府県知事への申請については、施行日後に中核市の長に対して行った申請とみなすこととし、受理を行った都道府県が当該申請に係る書類を転送することにより、中核市の長が審査・認定を行うことができることとしたこと（第8次地方分権一括法附則第11条第1項）。

認定こども園法第29条に規定する申請事項等の変更の届出、同法第30条に規定する運営状況の報告のうち、施行日前に都道府県知事に対し行なわなければならなかった事項であり、かつ、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日後に、中核市の長に対しその手続がされていないものとみなして、改正後の規定を適用することとしたこと（第8次地方分権一括法附則第11条第2項関係）。

②子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置

特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更について、施行日前にされている市町村長から都道府県知事への協議の届出は、改正後の市町村長から都道府県知事への届出とみなすこととしたこと（第8次地方分権一括法附則第4条）。

【別添資料】

- 別添1 第8次地方分権一括法（本文・新旧対象表）（関係部分抜粋）
- 別添2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第273号）（本文・新旧対象表）
- 別添3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成30年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）
- 別添4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第2項の主務大臣が指定する地域を定める件（平成30年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- 別添5 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行について（通知）（平成30年4月26日子発0426第1号）
- 別添6 子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第47号）

以上

本件連絡先

内閣府子ども・子育て本部

電 話：03-6257-1465